

# 福岡県公報

平成二十二年三月三日  
第三千八十一号  
増刊 ①

## 目次

規則(第七号)

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

則 告 示(第四百二号) (社会活動推進課) …………… 一

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示

則 正 誤 (林業振興課) …………… 一

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則(平成二十一年福岡県規則第五十八号) 中正誤 …………… 三

## 規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第七号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「**氏名**」を「**氏名(フリガナ)**」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 告示

福岡県告示第四百二号

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程(昭和三十四年一月福岡県告示第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九条を第一〇条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(暴力団等排除措置)

第八条 次に掲げる者には、補助金を交付しない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下この条において単に「暴力団」という。)又は同条第六号に規定する暴力団員(以下この条において単に「暴力団員」という。)
- 二 暴力団員が事業主又は役員となつている事業者
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

「所在地(団体にあつては事務所の所在地)」

様式第一号中 「所在地」を 母體者(団体にあつては名称及び代表者名) 母體者(代表者氏名フリガナ) 母體者(代表者氏名フリガナ) に改め、同様式に付表2と

「2 事業の内容及び経費の配分」を 行表1のとおり、

「2 事業の内容及び経費の配分」を 行表1のとおり、

3 役員改選 行表2のとおり、

して次のように加える。

付表 2

役員名簿				
事業主体名 ( )		該当する性別、年号を で囲		
んてください。				
役職名	(フリガナ) 氏名	性別	住所	生年月日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日

代理人が申請を行う場合は、委任者、受任者の両方について提出すること。

正  
誤

21・12・25	発行年月日
3055 増刊	番号 公報
規則	種類
58	番号 同上
3	ページ
	上
	下
8 後から	行
	備考
位置の欄中	正
管轄区域の欄中	誤

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の福岡県森林病害虫等防除事業補助金交付規程の規定は、平成二十二年四月一日以降に行う補助金の交付の申請から適用し、同日前に交付の申請を行った補助金については、なお従前の例による。